令和9年度 コミュニティセンター会計年度任用職員を募集します！

雇用期間▼令和９年４月１日～令和10年３月31日
雇用要件▼▽高等学校卒業程度以上の学力を有する▽パソコン（ワード・エクセル）の基本的な操作ができる▽普通自動車運転免許を有する▽土・日曜日、祝日の勤務ができる▽夜間勤務ができる――を満たす方
選考方法▼令和９年１月中旬に面接試験を行います。
その他▼▽社会保険・雇用保険に加入します。▽通勤手当・期末手当・勤勉手当を支給します。▽年次休暇等があります。

申し込み・問い合わせ▼村公式ホームページを確認し、12月11日（金）までに、履歴書（顔写真貼付）に必要事項を記入の上、村民活動支援課村民活動支援担当（☎282-1711 内線1462）へ持参するか、いばらき電子申請・届出サービスから申し込みください。

▲村公式HP　▲いばらき電子申請・届出サービス

職種（募集人数）	主な業務	勤務日時	報酬（予定）
副センター長（６人程度）	▽コミュニティセンターの維持・管理・運営▽地区自治会に関する事務、単位自治会・地区社協・青少年育成村民会議等に関する事務補助	▽休館日（石神・真崎・舟石川コミュニティセンターは月曜日、村松・白方・中丸コミュニティセンターは火曜日）を除く週５日▽午前９時～午後９時30分のうち６時間／日	月額18万8,166円～
専門サポーター（６人程度）	▽コミュニティセンターの維持・管理・運営▽地区社協・青少年育成村民会議等に関する事務、地区自治会に関する事務補助		
一般職員（36人程度）	▽コミュニティセンターの維持・管理・運営▽地区自治会、地区社協、青少年育成村民会議等に関する事務補助	▽休館日を除く週４日（日勤２日、夜勤２日）※日勤は午前９時～午後５時、夜勤は午後５時～９時30分の勤務となります。	月額11万5,610円～

高齢者虐待が疑われるときは…
ショートステイで一時的に保護します



村では、虐待を受けている高齢者を一時的に保護するために、ショートステイ（短期入所）を利用できる体制を整えています。高齢者の虐待に気づいた場合は、速やかにご相談ください。

対象▼おおむね65歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する方
▽虐待や放置等によって、介護サービスを受けることができない
▽認知症その他の理由により意思能力が乏しいため、在宅で日常生活を送ることが困難であり、本人を代理する家族等がいない
利用期間▼介護保険に規定する給付と合わせて30日まで
自己負担額▼利用料の１割と部屋代・食事代等

【介護に悩んでいませんか】
高齢者虐待の背景には、介護の協力者や相談相手がおらず、一人で介護を抱え込んでいることがあります。虐待を防ぐためには、介護する側への支援も必要です。介護でお悩みの方は、一人で悩まずに、ご相談ください。

【地域で支援が必要と思われる高齢者はいませんか？】
大きな問題が発生する前に支援するためには、地域の皆さんからの情報が不可欠です。少しでも「様子がおかしいかも？」と思ったら情報をお寄せください。

【問い合わせ】地域福祉課高齢支援担当（☎282-1711 内線1134）